

# 平成25年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

平成25年10月21日（月曜日）

開 会 午前10時40分

閉 会 午後 0時19分

---

## ○会議に付した事件

所管事務調査

1. 成年後見人制度について

---

## ○出席委員（6名）

委員長 西 田 祐 子 君

副委員長 広 地 紀 彰 君

委 員 氏 家 裕 治 君

委 員 大 淵 紀 夫 君

委 員 吉 谷 一 孝 君

委 員 及 川 保 君

議 長 山 本 浩 平 君

---

## ○欠席委員（1名）

委 員 松 田 謙 吾 君

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

健康福祉課高齢者介護担当課長

田 尻 康 子 君

健康福祉課主幹

大 津 孝 典 君

健康福祉課主査

元 木 真 紀 君

---

## ○職務のため出席した事務局職員

主 査 本 間 弘 樹 君

書 記 小 山 内 恵 君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより産業厚生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（西田祐子君） まず初めに、成年後見人制度について担当課より説明を受けます。  
田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） それでは、さきに通知ございました成年後見人制度について、所管事務調査につきまして説明させていただきたいと思っております。今お手元に配付しています資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず家庭裁判所発行の成年後見制度のパンフレットと市民後見人制度についてという6ページあります資料、それから、白老町市民後見人制度に関する取り組み予定というものと、それからあとは参考として、マンガで読む成年後見制度を配付させていただいております。

それでは、本日は成年後見制度と市民後見制度の内容と本町の市民後見制度の構築についての考え方を説明していきたいと考えております。今回説明する中で使います資料は、家庭裁判所発行の成年後見制度と市民後見人制度について、また白老町市民後見人制度に関する取り組み予定という資料を使わせていただきたいと思います。

では、詳しい内容の説明に入ります前に、成年後見制度が改正された経緯と市民後見人制度の位置づけについて触れておきたいと思っております。平成12年4月から施行されました成年後見制度は、それまで民法で規定されていた禁治産、準禁治産の制度を大幅に見直されたものでございます。資料はございません。済みません、私のほうで説明させていただきたいと思っております。従来までの禁治産、準禁治産の制度では、対象者はある程度の重い精神上的障がいのある方に限定されておりました。保護の内容も画一的で硬直的であるとの指摘があり、宣告を受けた場合は戸籍に記載されていることや、当事者に費用などの負担がかかるなど、関係者が制度の利用に強い抵抗感を感じる制度でございました。一方で自分のことは自分で決めて生活をしたいという自己決定権を尊重する動きが広がる中、平成10年4月に介護保険制度が施行され、措置制度から契約制度へと利用者がみずから福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換されております。これらの社会情勢から権利擁護の分野におきましても、本人の状況に応じ利用しやすい制度として成年後見制度が変更になりました。なお成年後見制度導入から12年経過しております。この制度の利用者が増加している中、後見人は弁護士等の専門職が担うことが多くなりました。その後専門職の比較的少ない地域での担い手確保や知的障がい者の支援のために社会福祉協議会やNPO法人が法人後見を担う組織を立ち上げ、活動を始め、また平成17年ころには東京都の一部や大阪市において新たな第三者後見人として一般市民が後見人となるため、市民後見人の養成がされるようになりました。このような社会の動きや、近い将来において成年後見制度の利用者がますます増大することが予想されております。それに伴う専門職後見人担い手不足を補うため、平成23年度に厚生労働省が老人福祉法の一部

を改正しまして、市民後見人の育成及び活用の取り組みにつきまして市町村の協力義務として設定しております。この市民後見人は成年後見制度において家庭裁判所で選任する後見人の選択肢の一つとなります。専門後見人と同様にご本人がよりよく生活できる支援をするため、財産管理という重責が伴います。一般市民が後見人になるとはいえ専門家と同様に高い倫理観や社会規範が求められる立場となります。

以上大まかな経緯を説明いたしました。この後に成年後見人制度の基礎的な内容を私のほうから説明します。その後に市民後見制度につきまして全般的な内容を大津のほうから説明しまして、最後に私のほうから白老町の市民後見人制度に関する取り組み予定について説明させていただきますと存じます。

本題に入りますが、成年後見制度につきまして家庭裁判所のパンフレットに基づきまして説明させていただきたいと思えます。まず1ページから2ページにかけてお聞きください。まず、1番目の成年後見制度とはというところから入らせていただきます。成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度のことを成年後見制度といいます。なお、援助者のことを後見人といいます。

次に、成年後見制度と種類でございますが、成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2種類がございます。後見制度は後見、保佐、補助の三つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになってございます。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等の成年後見人、保佐人、補助人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援をします。次に、任意後見人制度というものもございます。この制度は判断力がしっかりしているときに、将来判断能力が不十分になったときに備えまして、誰にどのような支援をしてもらうかを財産管理の委託を契約し、判断能力が不十分になった後、成年後見制度を利用するための制度となります。これは後ほどの成年後見制度の部分で詳しく内容を説明したいと思えます。

次に、法定後見制度のうち、後見、保佐、補助について説明したいと思えます。資料では1ページの表に出てございますが、対象となる方どういうイメージかといいますと、先日家庭裁判所のほうから、人間が年をとると子供に返るという観点から、簡単な例えで教えていただきました。それで言うと、後見はお金の価値がわからない幼稚園程度、保佐は貨幣価値がだんだん理解できてきた小学生程度、補助は善悪の判断ができているものの友人の誘いに安易に応じ、大人より甘い考えで行動してしまう中学生、高校生程度ということでございます。そのようにイメージしたところで当てはめて考えていただきたいと思います。

まずこの制度を申し出できる方は、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長となります。この次、後見、保佐、補助の内容を説明させていただきますと、後見制度が例えば家庭裁判所に申し立てをしまして、家庭裁判所のほうでその方の状況に応じて今言った後見、保佐、補助のどういう制度が当てはまるかという判断をして決めていくわけなのですが、まず後見制度が開始されますと、家庭裁判所によって成年後見人が選任されます。成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができます。こういったことかといいますと、契約などの法律行為など、または本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。ただしご自身の食料品や衣料品の購入など日常生活に関する行為については取り消しの対象とはなっておりません。

次に保佐制度ですが、保佐制度が開始されますと、同じく家庭裁判所によって保佐人が選任されます。ご本人が行う重要な財産行為については、保佐人の同意を要することになります。例えばお金を借りたり、保証人になったり、不動産を売買するなど、法律で定められた一定の行為につきまして、保佐人の同意を得ることが必要になってきます。本人が保佐人の同意を得ないで行った行為につきましては、保佐人または本人が後から取り消すことができます。ただし、後見人制度と同じですけれども、食料品や衣料品などの日常生活に関する購入についての行為は取り消しの対象にはなっておりません。また、家庭裁判所の審判によっては、保佐人の同意権、取り消し権の範囲を広げたり、特定の法律行為について保佐人に代理権を与えたりすることもできます。

次に、補助制度が開始されますと、家庭裁判所によって補助人が選任されます。本人等の申し立てにより選択された特定の法律行為について、補助人に同意権や、本人が取引等をする事について代理する権限が与えられます。この代理権、同意権の対象となる特定の法律行為についてですが、家庭裁判所が個々の事案について必要性を判断した上で決定します。ですから最初からこの権限はついていないということです。その方の状況だとかによって、家庭裁判所が判断した内容が決められて、補助人に代理権、同意権が判断されて決定するという内容になっております。補助人の同意権が与えられた場合につきましては、本人また補助人の同意なしでした行為を取り消すことができます。また補助を開始するに当たっては、本人の申し立てまたは同意が必要とされております。補助の対象は、後見または保佐の対象と比べると不十分ながらも一定の判断能力を要しているもので、本人の自己決定を尊重する観点から本人が補助開始を申し立てることと、本人が補助開始に同意を得ていることを必要とするものです。また同意権、取り消し権の付与、または代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

ここで、代理権とはということと同意権というものがかわってきますが、代理権というのは本人にかかわって契約などの行為を保佐人、補助人がする権限をいいます。ただ後見人制度を開始する場合については、あらかじめもうこの部分については後見人が必ず与えられる権限になっております。契約行為と同意権は与えられております。代理権というと大体契約行為は想定するものが不動産関係、または預貯金等の金融関係、それから相続関係だとか、身上監護というのは福祉サービスを使うときなどの契約等のことを身上監護といいます、こういっ

たものについては、保佐人、補助人が家庭裁判所から申し出ていることによって権利が与えられる形になります。同意権というのは、本人の行為に保佐人、補助人が同意することによって法律的に効果を認められることで、保佐人、補助人が同意しないで行為したことは取り消すことができるという権限となります。

では、法定後見制度を利用した例として、2ページの事例を紹介させていただきます。事例を読ませていただきますが、まずどういった場合に後見、保佐、補助のサービスを使うようになるかというところですが、まず後見ですが、本人は5年ほど前から認知症の症状が見られるようになりました。2年前から入院しています。ある日、本人の弟が死亡し、本人が弟の財産を相続することになりました。弟には負債しかなく、困った本人の妻は本人のために相続放棄の手続きをとりたいと考えました。本人の妻が後見開始の審判申し立てを行い、家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。成年後見人には妻と司法書士が選任され、妻が本人の入院契約など、司法書士が相続放棄の手続きや本人の財産管理をそれぞれ行うこととなりました。という事例です。

保佐のほうですが、本人がひとり暮らしをしていましたが、最近認知症の症状が進み買い物の際に1万円札を出したか5,000円札を出したかわからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきました。そこで本人は隣県に住む長男と同居することになり、今まで住んでいた自分の土地、建物を売却することになりました。長男が保佐開始の審判の申し立てをし、あわせて土地、建物を売却すること及び売却代金を管理することについて代理権付与の審判申し立てをしました。家庭裁判所の審理を経て本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任され、土地売却等についての代理権も与えられました。長男は家庭裁判所から別紙申し立てした居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却することができました。という事例です。

次に補助ですが、本人は最近訪問販売から必要のない高価な品物を幾つも購入するなど軽度の認知症の症状が見られるようになりました。ある日同居中の次女が外出している間に訪問販売に進められ、定期預金を解約して必要のない高額な呉服を何枚も購入してしまいました。次女が補助開始の審判申し立てをし、あわせて本人が高額な商品を購入することについて同意権付与の審判申し立てをしました。家庭裁判所の審理を経て本人について補助が開始され、次女が補助人に選任されました。次女には同意権が付与され、本人が次女に断りなく高額な商品を購入してしまった場合については次女がその契約を取り消すことができるようになりました。という事例でございます。

パンフレット3ページと4ページをお開きください。ここでは成年後見制度を利用するために、申し立てに必要な書類や一般的な手続の流れについて書かれております。これを説明させていただきます。成年後見制度は一度審判してしまうと本人が回復するか死亡するまで裁判所とかかわっていかねばならない制度となります。申し立てする場合は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所にする事となります。例えば白老町に住んでいる方の場合につきましては、室蘭家庭裁判所となります。申し立てすることができる方は、本人、配偶者、4親等内の親族

などに限られております。そのほか市町村が申し立てすることができます。なおこの市町村申し立てでございますが、申し立てる4親等内の親族がない、音信不通や虐待等で申し立てが不相当であるという理由や、生活困窮で後見費用を賄うことができない方、例えば生活保護の方で4親等内の親族がおられない方や、また遠方にしかおられなくて、なかなか申し立てすることができない方も該当します。その場合はつきましては、市町村長がかわりに家庭裁判所で後見人の申し立てをすることになります。申し立てする場合は必要な書類の提出のほかに費用もかかります。家庭裁判所に申し立てする書類につきましては、ここにパンフレットに書かれているとおりでございます。かかる費用につきましては、診断書、申し立て手数料、登記手数料、郵便切手、本人の戸籍謄本代などで、おおむね1万5,000円以内、ただし後見制度を必要とする状況が考えられる場合、さらに医師による鑑定が必要になってきます。プラス6万円から10万円くらいかかります。

次に手続の流れでございますけれども、家庭裁判所に申し立てをし、家庭裁判所では申し出た後に職員による申し立て人や後見人候補者本人から事情を聞くなどの調査や本人の鑑定などを行います。その調査の結果や資料に基づきまして後見等の開始の審判をするとともに最も選任に適任と思われる方を成年後見人等に選任します。なお、誰を成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断につきましては、不服申し立てすることはできません。申し立てから法定後見までの開始はおおむね4カ月以内かかります。

5ページから6ページをお開きください。ここでは成年後見人の仕事について書かれております。説明いたしますと、成年後見人にはどのような方が選任されるかといいますと、基本的には家庭裁判所が最も適任と思われる方を選任します。本人のためにどのような支援が必要かという事情に応じまして、家庭裁判所が選任することになりますが、本人の親族以外にも弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等などの専門職や法律または福祉にかかわる法人などが選ばれる場合がございます。後見人を複数選任する必要があると考えられるときは、複数成年後見人を選任することができます。例えば財産管理事務については弁護士等の法律専門家に、身上監護に関する契約等の事務については福祉専門家または親族に分担させる必要がある場合がこういった事例です。また本人の日常生活上の法律行為に関する後見等の事務につきましては、同居の親族に、本人の遠隔地所在の財産管理の事務については、同所所在の親族に分担させる必要がある場合などのケースでございます。また弁護士、司法書士等を選任し、後見制度支援信託という制度の利用を検討してもらうこともあります。この部分についてはここに詳しく書かれておりませんが、後見制度支援信託という制度を説明します。これは本人の財産のうち、入所施設や入院費などの毎月の費用の日々の生活に必要な金銭の部分を後見人が管理することにした上で、通常使用しない部分を信託銀行に預け入れる制度のことでございます。月々の収支が赤字になる場合は毎月一定額を信託財産から自動的に振り込みされるような信託契約を締結することもできますけれども、決められた金額以外に支払いが必要となった場合は、裁判所の許可をもらわなければ預金を引き出すことはできないようにするためです。これは不正防止の観点からできた制度でございます。

次に、成年後見人の報酬についてちょっとふれさせていただきます。成年後見人から請求があった場合は、家庭裁判所の判断によって本人の財産から報酬が支払われることとなります。成年後見人の役割は、本人の生活、医療、介護、福祉など本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護、支援します。しかし成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られております。例えばここでご本人の食事や生活や実際の介護、実際のヘルパーさんみたいなことは職務には入っておりません。また、成年後見人等はその事務については家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所の監督を受けることとなります。ここでどういったものが監督を受けるかといいますと、本人の財産状況などを明らかにしなければなりません。選任後 1 カ月以内に家庭裁判所に財産目録を提出することとなります。本人の意向に沿って本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考慮しながら、財産管理や介護、入院などの契約について今後の計画等収支予定を立てることとなります。また、本人の預貯金など預金通帳などを管理し、収支の記録を残さなければなりません。必要に応じて介護サービスの利用計画や施設への入所契約など本人にかわって行うこととなります。家庭裁判所としましては、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示を受けることもあります。成年後見人の任期につきましては、通常本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、亡くなるまで成年後見人として責任を負うこととなります。申し立てのきっかけが保険金の受領や財産分割などの理由で後見制度を利用され、その後に目的を果たしたからといって終わりにはなりません。成年後見人を辞任する場合は、不当な事由がある場合に限られております。必ず家庭裁判所の許可が必要となります。また、補助人は代理権が付与された特定の法律行為が完了した場合、代理権や同意権を取り消す審判申し立てなどでその仕事を終わることが出来ます。なお成年後見人、保佐人、補助人は本人の利益のために本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っております。与えられた権限の範囲内で同様な責務を担っております。例え成年後見人等が本人の親族関係にある場合でも、あくまでも他人の財産を預かって管理しているという意識を持つことが大切となります。また、後見人が本人の財産を定期的に運用したり、みずからのために使用したり、親族などの贈与や貸し付けをすることなどは原則認められておりません。成年後見人が家庭裁判所の許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることも認められておりません。成年後見人が不正な支出をしたと裁判所が判断した場合は、損害賠償請求を受けるなど民事責任や業務上横領罪、刑法 253 条の 10 年以下の懲役罰となる場合があります。

先日、室蘭家庭裁判所の方が研修会で話された内容の中で、例えば夫が脳梗塞で倒れました。生活費や入院費などを確保するために銀行に出向いて定期預金を解約しようとしたところ、夫の財産なので本人がそのような状態であれば成年後見制度を利用してくださいというふうに金融機関から促されたという話があったそうです。最近では裁判所にもそういう事例で相談があるというお話を聞きました。例えばそういったことで奥さんが後見人に選任されたとした場合、ご夫婦であるとはいえ夫の財産であれば、後見手続きをして利用した以上は適切な財産管理を行っているかどうか、定期的に家庭裁判所に報告しなければならないということになっております。定期的にといいるとどういったものかといいますと、通帳をどういった出し入れを

しているかだとか、その方のご主人にお金の出し入れの明細みたいなものを見せなければいけないというお話は聞いております。要するに妻とはいえども、親族とはいえども、後見人に選任された以上は職務として財産管理を行うことが求められるということで、不正支出と裁判所が判断した場合は、刑事罰となるというふうに聞いております。ですので、最近新聞紙上で、先日道新にも出ていたのですが、親族の方が後見人になっていて、使い込みをしたということで10年以内の刑事罰を与えられたというふうに新聞に出ておりましたし、専門職である弁護士さんだとかも不正をして罰せられたというふうに聞いております。後見人の業務というのはかなり重いというふうに先日家庭裁判所の方から言われておりました。後で市民後見のことも触れますけれども、市民後見のほうも同じ市民後見人になったとしてもやはり不正をした場合についてはこういった同様の刑事罰を科せられることになるそうです。

7ページをお開きください。先ほど任意後見制度のことをちょっと触れましたけれども、ここで説明いたしますが、任意後見制度というのは、先ほどお話ししましたが、ご本人が元気なうち、判断能力があるうちに、将来自分自身に判断力がなくなったことに備えてあらかじめみずから選んだ後見人に対して自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与えるための契約です。これは必ず公証人役場で公正証書による契約を結んでおくというものでございます。自分自身に判断能力がなくなったときに効力を生じるものでございます。低下した場合につきましては、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めてこの契約の効力が生じます。この監督人の選任の申し出もしなければならないのですが、これは申し立てできる人は、任意後見契約した本人、配偶者、4親等内の親族、または任意後見人、受任者という形になります。かかる費用は大体5,000円以内というふうになります。

8ページをご覧ください。成年後見登記制度についてなのですが、登記制度というのは、成年後見人等の権限内容や任意後見契約の内容など、東京法務局の後見登録課のほうで全国の成年後見登記事務をコンピュータ・システムによって登録することになっております。これは登録した内容をどういったときに使うかといいますと、まず証書には2種類ございまして、登記事項の証明書と登記されていないことの証明書がございまして、登記事項の証明書は、例えばどういったときに使うかということ、成年後見人が本人にかわって財産の売買や介護サービス提供契約などを提携するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによってその権限などを確認してもらい利用方法が考えられております。また登記されていないことの証明書は、法定の成年後見手続をする場合は、必ず東京法務局から登記されていないことの証明書を提出しなければならないことになっております。任意後見契約が締結されている旨の登記がされていると、裁判所は法定の成年後見開始の審判をすることはできないことになっております。それで、この登記されていないことの証明を取り寄せて提出するということになります。

以上、成年後見制度について説明を終わらせていただきたいと思います。

市民後見制度のほうに入ってよろしいでしょうか。

○委員長（西田祐子君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

大津主幹お願ひいたします。



○健康福祉課主幹（大津孝典君） 健康福祉課高齢者保健福祉グループ大津と申します。よろしくお願ひいたします。資料に基づきまして説明させていただきます。市民後見人制度についてということで、1ページ、点線で囲った枠の中の説明になります。市民後見人とはということで、現在におきまして市民後見人というものにつきましては、その定義というものは明確になっておりません。各種団体等の研究報告書等でこういう人たちが市民後見人ですというような解釈をされております。それをちょっと具体的に、1点目としまして、弁護士や司法書士などの資格を持たない者、社会貢献への意欲や倫理感が高い一般市民の中から成年後見に関する知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者、こちらのほうは日本成年後見法学会というところで18年度につくられました報告書で、市町村における権利擁護のあり方に関する研究会という報告書からの引用になります。

2点目としまして、市民後見については、成年後見等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく、紛争性もない場合、本人と同じ地域に居住する市民が地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効であると。こちらのほうは成年後見制度の現状の分析と課題の検討という成年後見制度研究会の報告書から引用させていただいております。

3点目としまして、市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、例えば具体的には日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心的な事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案が一般的に想定されています。ここでは身上監護ということにつきましては、後見制度で後見人が被後見人の生活、医療、介護などに関する契約や手続を行うことということで、こちらのほうは筑波大学の上山教授という方の実践成年後見2009年1月から引用させていただいております。

以上のことから、市民後見人というものにつきましてはおおむね次のように捉えることができます。市民後見人とは、親族でない第三者であって、後見業務を業として行う専門職でなく、また、法人後見の事務担当者でもなく、一般市民として、地方自治体による要請と継続支援体制のもとで、個人の責任において地域社会・ボランティアの一環として後見業務を行うものであり、本人とのコミュニケーションや見守り活動等の身上監護を重点として行う成年後見人のことであるというようなことが言えるかと思ひます。

2ページに入ります。市民後見人を必要とする背景というのは、先ほど課長の田尻のほうからご説明申し上げております。平成12年4月に介護保険の開始に伴い、介護サービスの利用が措置というものから契約へと移りました。認知症高齢者が介護保険制度を利用するとした場合に、契約時には後見人を立てなければならず、そのため成年後見制度と介護保険制度は補完関係として同時に施行されております。高齢化の進展に伴い認知高齢者の増加やさらに知的障がい者の成年後見制度利用も加わることから、成年後見制度利用は今後ますます増加する傾向にあります。一方この制度を利用しようとした場合に、相手方は、弁護士、司法書士、社会福祉等の専門職となりますが、専門職の絶対的な不足が見込まれており、また金銭的な理由から専門職の後見人に依頼することできないケースも多くなることが予想されております。こうした

ことから成年後見制度の知識を持った人を養成し、この制度をサポートできる体制の整備が求められてきました。すなわち急増する利用予定者を考えれば、この制度をアドバイスしたり、場合によっては後見人を引き受けたりできる市民後見人の養成が急務となっていることが背景にあります。こうしたことから市民後見人というのは出てきております。

成年後見制度に関する老人福祉法の改正、国では、今述べました成年後見人制度における課題解決のため、新たな取り組みを推進するため、平成 23 年に老人福祉法を改正しました。市町村の義務として、市町村長における後見等の審判請求が円滑に実施されるよう後見等に係る体制の整備を行うことが規定されるとともに、都道府県の努力義務としまして、市町村の後見等に係る体制整備の実施に関し、助言、その他の援助を行うことが規定され、平成 24 年 4 月から施行されました。その具体的内容は次のとおりとなっております。

3 番目、市民後見推進内容の 1 点目としまして、市町村の体制整備でございます。市民後見人の育成及び活用という部分で市町村が主体となり、地域のニーズ等の実態を把握するとともに家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉等の専門職の団体と連携を図り協議を行うなど、その地域に合った取り組みを行う努力をすることが義務づけられました。これは老人福祉法第 32 条の 2 第 1 項になります。都道府県の支援という部分では市町村の取り組みについて助言や必要な援助を行う努力をすることが義務づけられました。こちらが老人福祉法第 32 条の 2 の第 2 項になります。後見実施機関の設置、市民後見人として家庭裁判所から選任を受けるためにはその活動を支援することが重要でありまして、市民後見人が適正、円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制の整備が必要となっております。そのためには市町村は社会福祉協議会、NPO 法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関の設置を検討することが必要となってきます。この場合も実施主体は市町村でありますから、業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等の実施が必要となっております。

次に、市民後見人養成研修の実施ということです。地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人を養成するためには、市民後見人としての業務を適正に行うための必要な知識、技術、社会規範、倫理性が習得できるよう、市町村が研修プログラムを策定し、養成研修を実施する必要があります。または養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要となっております。ちなみに市民後見人養成のための基本カリキュラムとしましては、単位数 50 時間、50 単位見込まれております。通常 39 単位で講義、実務、演習等をやりまして、11 単位につきましては体験学習、レポート作成等となっております。

次に、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦ということでございます。家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者、この段階ではまだ候補者となります。候補者は選考委員会等を設置するなどして被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要となります。また、推薦する候補者は家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要となってきます。

では、具体的に市民後見人の職務内容とはといった部分に入ります。基本的には一般の後見

人と変わりありませんが、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを受任し、生活等の見守りや限られた年金等の趣旨を被後見人のためにどのように使っていくか考え執行するなど身上監護中心で被後見人に必要な後見業務を行っていきます。報酬を前提としない活動とはいえ、後見人であるからには、そこには法律的、社会的な重い責任が伴ってきます。後見人の業務は被後見人が亡くなるまで責任を持って担っていただくことになってきます。また、後見業務については家庭裁判所の監督を受け、収支状況の報告等の事後処理も適切に行う必要があります。婚姻・養子縁組など本人の意思のみによってなされるべき事柄は後見人の権限として認められておりません。また手術などの医療行為に関する承諾についての権限もないということになっております。

次に、後見人の報酬につきまして、後見人等はその事務の内容に応じて被後見人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合は家庭裁判所に報酬付与の申し立てが必要となってきました。しかし市民後見人の活動につきましては、報酬付与の審判申し立ては行わないことを前提としています。これは基本的にボランティアという部分から来ております。なお、後見業務に要した実費というのは被後見人の資産の中から支払われることになっております。

下の枠の部分ですが、後見人報酬は当然に得られるものではなく、家庭裁判所は後見人及び被後見人の資力その他の事情によって被後見人の財産の中から、相当な報酬の後見人に与えることができるというふうに民法の中で規定されております。そのため後見人が報酬を得るためには報酬付与の審判申し立てを行い、裁判所の決定を得る必要がございます。報酬付与の申し立てがなされて初めて家庭裁判所は報酬を与えるか否か、与える場合にはその報酬をどういう額にするかといったことを審判で決定することになっております。

市民後見人が市民後見人として選任される事案は、本人に比較的資力が少なく、身上監護を中心とした事案が想定されます。また、市民後見人は社会貢献への意欲が高く、成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が地域における相互支援活動として市民という立場を生かした身近なところで貢献活動を行っていただくもということになります。

ただいまご説明したイメージとして5ページのほうにまとめております。なぜこの市民後見人制度が出てきたかという部分につきましては、高齢社会の進展に伴う社会の変化、独居高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、認知症世帯の増加というものがございます。ここで課題としまして、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でなくなる方が増加しており、普通の生活を送れるよう本人の権利擁護の必要性が求められております。ここで判断能力が不十分となる前には、先ほど課長のほうから説明を行いました任意後見制度がございます。左側の部分であります。判断能力が不十分となった後は家庭裁判所に審判の申し立てをすることにより、法的な権利の確保は可能となってまいります。後見、保佐、補助というものがございます。これらの制度の課題ということで成年後見制度における課題、これが次の点線部分になってまいります。弁護士、行政書士、社会福祉士などの専門家では人数が足りなくなってきたと。資産が少ない方、あるいは財産管理より見守りを必要とする専門職後見人を必要としない被後見人が出てきているということがございます。その解決策としまして、市民後

見人の活用ということが出てきております。ただ、一般市民が隣人の立場でということでございますので、親族の方がいらっしゃる方は親族の方へお願いするということが、親族、それから多額の財産、紛争、これらのない方ということ、それから、本人と同じ地域に暮らす市民が日常的な金銭管理、身上監護を行うと。ここが市民後見人ということで考えられております。

次のページになります。市民後見人養成等についてということでございます。①、まず市町村が市町村後見実施機関に市民後見人養成の研修を委託して行うということが想定されております。②、ここで市民後見人の研修をやりまして養成されますと、今度は③、登録ということで、今度市町村の後見実施機関から市町村に対して研修修了者の名簿を送付すると。この方々が研修終わりましたということになります。④、次に市町村はこの研修結果をもちまして家庭裁判所にこういう方が、市民後見人として推薦できる方がいますという推薦をします。⑤、次に家庭裁判所は、その推薦あった方の中から市民後見人を専任するというような中身になっております。市民後見人が選任されますと、この本人と書かれております認知症高齢者、判断能力が不十分な方の後見を開始するという流れになってまいります。こうした中で市町村以外の部分で都道府県の職務としまして、市民後見アドバイザー、コーディネーターの派遣とか、地域市民後見人養成研修、こちらへの支援協力と広報紙等の広報媒体の活用等による普及啓発、市町村職員に対する研修等を行うということで、都道府県は市町村に対して支援を行っていくということ、これを図にしたものでございます。

以上雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長（西田祐子君） 御苦労さまでした。ここまでで質問を受けたいと思います。

及川委員。

○委員（及川 保君） おおよその部分はわかりました。まだほとんどわかっていない状況で何となく終わったという状況なのですが、今道内の自治体でどの程度普及されているか。もう既に12年、課長の10年たったという説明がありましたけれども、どの程度の普及がなされているのか。それと、先ほどの説明の中にもありました。先般報道等によって、不正が行われたという、最近クローズアップされているのですけれども、そういった問題、課題も含めて、そういった事例が今までにあるのか。

それと、先般の予算委員会だったと思いますが、同僚議員、ここに氏家委員がおられますけれども、白老町の取り組みどうするのだということになって、副町長がそのときに白老町としては当面その考えはないというような、実は答弁されているのです。それが今ここにきて、このような取り組みをしていくという経緯も含めて伺いたいと思います。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 3点ほどご質問あったと思いますが、まず市民後見人制度の普及の部分かと思いますが、10年というのは成年後見制度ができてから12年たっているという話だったのです。市民後見人の部分につきましては、平成23年度に老人福祉法が改正になってそれからの普及になっておりまして、北海道内では今のところ179市町村の中で取り組みされているのは、事例が大体5例か6例ぐらいしかないと思います。つい最近、

10月1日に、美唄市で社会福祉協議会のほうにセンターを置いてこの市民後見人制度を行うというふうに出されております。管内で言えば室蘭市が来年度社会福祉協議会のほうにセンターを置いて実施するというふうに聞いております。苫小牧市さんも27年度ぐらいに向けて、センターはどこになるかというのは聞いておりませんが、そういった状況を聞いております。

あと、不正の部分についてですが、先般室蘭の家庭裁判所のほうに勉強させていただくために訪問したわけですが、そのときには家庭裁判所のほうでは市民後見人の部分については明確な定義そのものがないというふうに聞いていたのですが、というのは、国のほうでは厚生労働省のほうで法律改正をして市民後見人制度を定めているのですが、法務省のほうではまだそこまで追いついていないという状況かと思えます。その中で市民後見人が仮に後見人として仕事した場合につきましては、先ほどもご説明しましたが、後見人としての同じような役割、立場ということで、何か不正を行った場合については刑事罰に罰せられるぐらい重い役割だというふうに何度もお話しされておりました。先週の研修会でもそういう話もふれておりましたが、やはり親族ではなく、身内ではなく、他人のお金を管理するというのが主な仕事になりますので、そういったときにお金を使いこんだりとかした場合は、やはり同じように当然罰せられるということになるそうです。

町の取り組みの関係です。後でお話ししようかと思っていたのですが、最近、平成23年度にこういった市民後見人ができたということもありましたし、後々、最近管内のほうでもその市民後見人の制度を構築するために動いているということもありますし、また白老町は今高齢化率が進んでいる中で高齢者の認知症疾患の方もふえておりますし、単身世帯の方もふえている、または精神障がいの方、知的障がいの方の中には、かなり年齢にかかわらずいらっしゃるということもありますし、そういったところで必ずしも無視できない制度だというふうに踏まえております。ただ問題なのは、やはりこの個人の権利を要することなので、簡単に勇み足では構築するという事は難しいと思っております。何らかの時間を要して、また検討する時間が必要かと思っているところでございます。あとでまた詳しく説明したいと思います。

以上です。

○委員長（西田祐子君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 1点ほど。今ずっとご説明、成年後見人制度、それから市民後見人制度。その後見人になる方、やっぱり非常にボランティア的な考え方で、非常に高い倫理感、やっぱり今この日本のこれから高齢化時代を迎えるその状況を十分に把握して、何を自分としてしないといけないかという、そういう非常に高い倫理観を持った方でないと非常に厳しい状況になるのではないかと室蘭の事例、後見人という話を聞いたのは3年くらい前で、直接かかわったことがあるのです。室蘭に患者を運んだときに、そのときに後見人さんがおられるからということで、実は私が運んだ経緯があって、その方とお話した経緯があるのだけど、この制度というのは既に自治体でやっているのだというのは、実はそのときに驚いたことなのです。先ほど申し上げたように、やっぱり高い倫理観を持った方が必要になってくるということと、やっぱり利用される、今高齢化、高齢化といいながらも、今課長の説明で認知症含めて増加傾

向にあると。であれば、そういう制度というのは非常に大事になってくるだろうと。今後は必要になってくるだろうという、今はそんなに事例はないかもしれないけれども、これからさらにどんどんふえていく可能性があると思うと、これはできるだけ早めにそういった制度を活用して、市民が困るという状況が多分出てくるはずだから、まちとしてもそういう制度をきちっと確立していく必要があると私は考えるのですけれども、そのあたりも含めて。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 室蘭のほうでの後見人、個人後見で動かされていた方というお話なのですが、おそらく室蘭では来年度から市民後見人を養成して、50時間のカリキュラムの養成講座を開いて、それで市民後見人の方たちを使っていくという話なので、おそらく当時後見人のような仕事をされていたというのは、社会福祉協議会さんのほうで日常生活支援事業というものを行っておりまして、その中で市民後見に近いような、本当に軽微な部分の後見的な仕事をしている事業があるのです。おそらくそういったところで支援員さんが白老町の方という部分でかかわっていたかと思うのです。白老町の社会福祉協議会では日常生活支援事業は北海道社協から委託されていないのですが、白老町でも支援員が後見、援助を受けている方が数名おります。そういった事例かと思えます。あとは白老町として早急に市民後見人の制度を構築する必要があるかどうかの部分につきましては、ただ、現在市民後見人をお使いな方は、おそらく想定しているのは、お金のない方、金銭的に専門職後見人を申し出できない方、そういった場合が想定されていると思うのです。そういった場合、今市町村申し立てというものがあまして、うちのほうでも予算はとっているのです。3名ぐらいの分はとっているのです。市町村申し立てをしたときには、当然申し立て費用もかかるのです。人によっては後見制度を使う場合は、お医者さんから証明いただくために6万円から10万円くらいかかるので、大体15万円ぐらいはかかるかと。そういった費用と、なおかつ専門職がついた場合につきましては、専門職員に対する家庭裁判所から報酬額を決められますので、その方の財産に見合った報酬額を決められるのです。ちょっとこちらのほうではどういう決め方をしているのかわかりませんが、そういったところで報酬額もうちのほうでは、市町村申し立ての分について予算をとってあります。ただ白老町としては、申し立て件数は今まで過去にあったかといいますと、今のところ1件もないのです。というのは、ただもう1件ことしになって知的障がいの方が白老町以外のところにもともと措置入所されて、知的障がい者施設に入っている方が、措置なので白老町が面倒を見なければならないということで、その方の申し立てをしたいということで、1件申し立てしてはいますが、ただお金のある方なので、知的障がいの方は障がい年金とかもらっているのです。その方は若いときからずっと入所していたので、お金を使うことがないのです。障がい者の方というのは特にケアハウスだとかいろんなどところに入ると、ある一定のお金はかかっても余分なお金は使わないので貯まる一方なのです。だから預貯金はあるのです。なので、そういった方については申し立てした場合は市民後見とならずに専門職後見という形で、報酬額払えるような立場ということになります。あと家庭裁判所のほうでもおっしゃっていましたが、今の段階では、この北海道内で専門職の方が足りないのか、国で

今言っている、足りないのかと言われると、今のところはまだ足りているという話なのです。ただ、これが今勇み足で国のほうで23年度厚労省のほうでこの制度を制定したということにつきましては、都市のほうで、東京都だとか大きい都市で専門職が足りなくなる、今都市のほうでは高齢化がすごく問題なっております。近い将来団塊世代の方がふえていくに当たって、お金のある方が多いですので、専門職の方が不足するということを想定して今制度を改正したかと思えます。ただ、この管内では専門職はまだ余裕があるというお話は聞いております。

○委員長（西田祐子君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。私もこれを見せていただいたのですが、高い倫理感、今報酬の話もありましたが、逆に言うと、この後見人をやることによって、逆にその犯罪に手を染めてしまうというか、要はそういうことをしてしまうという可能性が高まるのではないですか。何もなければしないけれども、やっぱり人、逆に言うと、報道でもあったように弁護士さんがそういうことに手を染めてしまっている。高い倫理感を持ってその職に当たっている専門の方ですらそういうことがある。この制度が逆に、一般の市民の方々にそういうことをお願いすることによって、そういう可能性というか、そういうことに魔が差してしまうとか、そういうことになってしまう可能性がものすごく高くなるのではないかというふうに想像されるのですけれども、それについてあくまでも裁判所だけがそういった方々を管理ではないですけれども、見守っていくのか。今後行政としてもそういう方々に対しての支援だとかフォローアップだとか、そういったことをしていかなければならぬのか。その辺を聞かせてください。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 一般の方が後見人として業務を行う場合については、当然金銭を扱う場合、横領だとかという部分の心配はかなり大きいと思えます。そういった場合、市民後見人、個人が家庭裁判所に選任されるかという、現状では全国的に難しいというお話は聞いております。そうしたときには、市民後見人になられた方が個人で動けない場合につきましては、実施機関というセンターを持つことになるのです。センター自体が法人後見という形で、法人が後見人としてバックアップをする複数後見という形になるのですが、法人には当然専門職がその組織の中に入っている形になります。専門職がどういったことを想定するかという、大きい組織でしたら司法書士さんだとかあるかと思えますが、こういう小さいところであれば社会福祉士さんぐらいの専門職、そこに抱えておきまして、その中で市民後見人が動く場合については、簡単なものは市民後見人にやっていただく、大きなものについていろいろ法的にかかわるものについては、その法人後見にいる専門職の方が一緒にやるということで、複数後見という形で行います。それで、市民後見人の動きにつきましての指導監督についても、当然法人後見のほうでバックアップするという形態になるかと思えます。

以上です。

○委員長（西田祐子君） 氏家委員どうぞ。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。1点お伺いしておきたいと思えます。この市民後見人制度については、私は町の考え方だと思うのです。これから高齢化もどんどん進み、また障がい者

の自立支援という部分でも町が積極的に取り組んでいく中で、確かに今司法書士さんだとかいろんな方々がまだまだいると言いながらも、そういった方々がだんだんふえることによって、やっぱりそのまちのそういう方々を見守る姿勢みたいなものがこういった市民後見人制度みたいな形であらわれてくるという、これは必然的なものだと思うのです。こういった取り組みが今すぐはできない。当然言われているとおり、この予定表見ながらも、そんなすぐにはできないと思います。でも、まちとしてどうあるべきかということは今から考えていかないといけないと私は思うのです。

今まで社会福祉協議会あたりが、例えばこれはいろいろな団体が私たちも勉強します、私たちも勉強しますというようなやり方、確かにいいのかもしれない。しかしこういった先駆的な取り組みは、私はやっぱり社会福祉協議会の役目だと思っています。そうしないと元来の社会福祉協議会の役割は何だったのかと、そこに戻らなくてはならなくなってしまうのです。そういったところとまちとのしっかりとしたちゃんとした考え方がその中ないと、ただ市民後見人、成年後見人の中の市民後見人という名前だけ、今だんだん名前が出てきているから、私たちのまちもやらなければいけないみたいな話でやるのでは、やる意味がないのだと思うのです。だから、将来どういった形で高齢者を見守り、障がい者を見守っていくのか。しっかりと、そこにちゃんとした着目点ないと、ただただ絵に描いたこういった形の中で、裁判所だっとなかなか認めないのだと、町で幾ら選任しても裁判所が認めなければ何もならないのだという話になってしまうのです。だから、しっかりとした社会福祉協議会との連携の中で私達はやるのですと。何かあったときに補完するものは社会福祉協議会なのだという形の中で、それをバックアップするのはまちなのだというようなやり方でやっていかなければ、これから何をやらなければいけないのか、これをやることによって次に何をやらなければいけないのかというステップというのか、見えないような気がするのです。ゴールをどこに持って行こうとしているのか見えないし、だからその考え方が何かまだまだ。

国がこういうふうにやろうと言っているからだとか、ほかのまちがやっているからとか、議会でこんな質問されたからどうだとかこうだとかという問題ではなくて、もっと町としての考え方をしっかり持たないと、この市民後見人制度はやる意味が薄れてくる。ただ形を整えるだけのものになってしまいそうな気がする。だからいろんな団体が先にやろうとすることを町がそれを追従するような形になってはいけないのだと。町の考え方がしっかりしていて、その中で各団体に声をかけていくという考え方をしていけないと、話があべこべになってしまう、何かそんな気がしてならないです。その辺の考え方をしっかり持ってもらいたいと思っています。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） いろいろご意見、ご指導ありがとうございます。今、町の考え方みたいなことにふれられておりましたので、配付しております白老町の市民後見人制度に関する取り組み予定のところで説明したいと思います。

それでは、お手元にある取り組み予定を簡単にですが説明させていただきたいと思います。先ほど氏家委員からもお話ありましたとおり、本町ではやはり今高齢化に伴ういろんな状況を



踏まえまして、今後市民後見人に対する部分の構築は必要だというふうに考えております。ただ、この制度につきましては、町民も含めいろんな方にこの制度を知っていただかなければならないというふうには考えております。やはり家庭裁判所に申し立てをするという行為自体がわからないという部分もありますし、どういった形でどういった方がこういうものを使うかということの内容もわからない中で、やはりむやみやたらに行政のほうで一方的に進めるわけにはいかないというふうに考えております。

そういったことで、今年度から、今年度以外にも成年後見に関する部分については研修会等いろいろやっている中で、今回は特に市民後見人の制度を構築するに当たっての部分で、特に25年度は3回ほど研修会を予定しております。1回目は去る9月3日に実施済みであります。家庭裁判所による基本的な成年後見制度に関する講演会を開いております。出席していただいた人数が73人ということで、この中では一般町民の方、民生委員さん、町内会長さん、あと町内の福祉関係の事業所さん含めて、行政も入りますが73の方に聞いていただいております。今月25日ですが、実際にこの成年後見制度を使って働いていただいている、業務を行っている司法書士の方、白老町の方もこの先生にはいろいろ後見人がかかわっていただいておりますので、担っていただいておりますので、実際どういう仕事、どういう内容かというお話を聞こうと考えております。今これ予定なのですが、3回目は2月、実際に市民後見人制度センターを持ってやっているところから、小樽、北後志成年後見人センターさんから、今どういった実働部隊の方が動いているかというそのあたりの内容をお聞きしたいというふうに考えております。あとは、今年度はそのほかにも市民後見制度に関するいろんな取り組み、先進的にやっているところの情報収集もしなければなりませんし、あと後見人となる方のなり手の掌握、または後見人を必要とする方のニーズ調査、そのあたりも調べる予定で考えています。というのは、需要と供給の部分をちゃんと踏まえなければならないというふうに考えております。来年度、26年度は行政が一方的に推し進めるのではなく、やはりこれは町民にかかわる大きな問題でございますので、検討会議を設置する考えでおります。そのメンバーはここに書かれておりますが、福祉関係者や、司法書士さん、行政も含めて、そういう有識者の方を入れながら白老町としてどういう形がいいのか、方向性です。これで検討していきたいというふうに考えております。あと、北海道で市民養成講座というもの、道の補助金ですけれども、来年度で終わるのですが、これ既に白老町も名乗りを上げております。市民養成講座は、ことしは西胆振のほうで、室蘭で行っております。来年は東胆振圏域で開催するところは1カ所というふうになっておりますので、今のところは苫小牧と白老なのですが、どちらで行うのか、おそらく苫小牧になると思いますが、苫小牧と共催でさせていただく形で、そういう養成、後見人になりたい方は、その養成講座を受けていただくという考えでおります。

あと、27年度は、後見人を実施するにあたっては実施機関を立ち上げる形になりますので、その方向性を整理しましたら27年度に実施機関の立ち上げという形で、あと市民後見人になっている方のフォローアップもしていかなければならないというふうに考えております。

28年度以降につきましては、引き続きフォローアップ研修、また市民後見人にどのくらいの

人数の方がなっただかくかにもよりますが、それによってはやはり補充をしていかなければならないというふうなことで考えております。市民後見人になられた場合につきましては、やはり誰か被後見人がつきましたら、途中でやめたというわけにはいきません。ですので、やはりその方が生きている間ずっとかかわっていく形になる重要な仕事になりますということなので、町としましてもこの部分については、やはりお金のかかる部分でもございます。というのは、専門職も含めた実施機関を立ち上げるとなりますと、大体この前小樽の北後志を視察させていただきまして、その中では人件費だけで大体2,000万円かかるというお話を聞いております。ですので、簡単に、やりたい、やりますという話にはなりません。そういったところで、どういう形がいいのかということも、来年度検討会議の中で需要と供給の部分のバランスのニーズだとか、どれだけかかわる職員が必要かだとか、どれだけの費用がかかるだとか、市民後見人に払う報酬は必要なのか、どれだけの金額がいいのか、いろんなさまざまな問題があります。もし市民後見人が何か不正を起こした場合の賠償責任はどこでやるとか、ありとあらゆる細かいものの想定を、こういった専門職も入れた中で検討して、整理していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（西田祐子君） 氏家委員どうぞ。

○委員（氏家裕治君） 今言ったことは確かにそのとおりでと思うのです。町だけが先行してやるとか何とかという問題ではなくて、言っているのは、余りにも裾野を広げてしまうと、どうやってどういった人が後見人、こういった制度はどうやったら町民の方々が使い勝手のいいものになるかとか、内容的なものはまだまだわからない部分があるでしょう。だから僕は、さきに言っているように、町と例えば社会福祉協議会なら社会福祉協議会との連携の中でこういったものかということをいろいろ調査研究しながら、そして、そういったことの中で裾野を広げるならいいけれども、皆さん集まってくださいと、後見人になれる方がどれだけいるかみたいなことから調査を始めても、私はそんなもの前には進まないと思います。やっぱりちゃんとした形の中で、この期間の中で少し理解を深めて、そしてそこから徐々に徐々にという形でいかないと、確かにやろうとしていることはわかるけれども、その考え方が、そのところの考え方が私は難しいな思っています。ですから、民生委員さんとかそういった方々が常に弱者の方々の支援体制に入っている、そういった方々と社会福祉協議会だとかという部分で、ある程度の枠の中でこういったものを進めていかないと、私は難しい気がしています。ですから、考え方は違うのかもしれないけれども、いずれにしても大事な問題ですので、そういった制度、国の制度をうまく使いながらやっていくことが大事でしょうし、こういった後見人を育てるために何十時間というプログラムを組んで、そこに何十万というお金をかけていかなければいけないという問題も実はあるわけですから、こういった補助金をうまく使いながらやっていかなければいけないと私も認識していますので、その辺はしっかり進めていただければいいと思いますけれども、その対象者を余りにも裾野を広く集めてしまうと、逆に意味がないと思っているものですから。心配しているのはそれだけです。

○委員長（西田祐子君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） アドバイスありがとうございます。例えば、法人後見となって実施機関をお願いする分につきましては、行政のほうで一方的に進めるわけにはいかない問題点があります。例えば法人後見は、当然継続性のある10年、20年先、その組織自体が継続性のあるところというふうに想定されている形になると思います。その母体自体がきちとした中で、そういったところへ委託するにあたっては、当然ただというわけにはいきません。そこには人件費の部分がかからずできますし、そういった部分も整理されない限りはなかなかその団体との協議も進められない部分もございます。というところで、またその想定する団体をお願いするにあたって、その団体の考え方もございます。事業もその団体自体がやる意思があるかどうかということもありますし、そのいろいろな難しさもありますので、うちとしては、基本的な考え方は持ったとしても、やはり検討会議の中でいろいろ話をもんでいったほうがよろしいかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西田祐子君） 時間過ぎてしまいましたけれど、皆さんまだこれについて質問ございますか。担当課のほうでまだ説明することはありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） ほかの委員さんございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、最後に私のほうからお伺いいたします。市民後見人制度に関する取り組み状況ということで、成年後見人制度をるる説明いただきました。これは市町村の努力義務ということになっておりますけれども、これは実際にやらなかったらやらないでペナルティーか何かあるのか。もしやらなければいけないのであれば、いつまでにこういうことを実施しなければいけないのか。そういうことを説明していただけますか。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 市町村の努力義務とはなっております。確かに。ただこれは、やらなければペナルティーということはございません。いつまでにという期限もない状況です。ですので、本町としましては、先ほども何度かお話ししていますが、高齢化とともに今認知症疾患の方がふえていて、やはり金銭的な取り扱いの部分で問題を生じているということ、自宅のほうに訪問販売が来て、そういう消費者被害に遭われている方もいる中で、これは無視できない制度というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西田祐子君） わかりました。今まで所管事務調査をさせていただきましたけれども、新しい制度ということで本日はわからないところも多々あったと思いますけれども、特に質問することはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、担当課の方どうも御苦労さまでございました。

休憩に入ります。

休憩 午後 0時13分

---

再開 午後 0時18分

○委員長（西田祐子君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほど、まとめということで多少皆さんと議論させていただきましたけれども、山本議長のほうから氏家委員のおっしゃっていた、町としての考え方をしっかり持って取り組む、こういうようなことくらいしか提言できないのではないかというご意見ございました。

先ほどの皆さんからの質問の中から、正副委員長で取りまとめたいと思いますけれども、皆さんそれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、正副委員長で取りまとめさせていただきたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） 以上で本日の産業厚生常任委員会所管事務調査、成年後見人制度について終了いたします。

（午後 0時19分）